



企業財産包括保険

AIG損保

確かなリスク診断で
合理的な火災保険を
ご提供します。

企業財産包括保険

2024.7版

2024年10月1日以降保険始期契約用

3つの特長

1

1契約で包括して補償

全ての物件を同一の補償内容・保険期間でまとめて補償するため、
契約手續が簡素化されます。
これにより、管理の煩わしさと保険契約の漏れを解消できます。

2

ご要望に応じた合理的な保険設計

補償される事故形態ごとに支払限度額や自己負担額の設定が可能です。
これらにより、ご要望に応じた合理的な保険設計ができ、保険料の削減が可能です。

3

さまざまな事故による損害を補償

近年多発しているゲリラ豪雨や都市型水害、地震災害などの自然災害に対する補償が充実しています。
また、電気的・機械的事故、破損・汚損などの事故による損害や
商品の盗難による損害も補償することができます。

「企業財産包括保険」は、
貴社のニーズに合わせてオーダーメイドで
設計する企業向け火災保険です。
合理的な保険設計が可能です。

基本補償／セットすることができる主なオプション特約

基本となる補償

財物損害補償

利益損失補償／
営業継続費用補償

オプション特約

- ・地震・噴火危険補償特約（財物損害用）
- ・借家人賠償責任・修理費用補償特約
- ・業務用通貨・預貯金証書盗難危険支払限度額増額特約 など

CONTENTS

はじめに	01
財物損害補償	03
利益損失補償／営業継続費用補償	06
補償内容	07
ご契約にあたって	09
保険をお支払いできない主な場合	13
主な用語のご説明	14

基本となる補償

財物損害補償



お支払いの対象となる事故

	選択可否
① 火災、落雷、破裂・爆発	
② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	
③ 水災 (台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)	
④ 電気的・機械的事故 (注) <small>(注)建物付帯設備または工場(作業場)敷地内に設置されている受配電設備に生じた電気的事故または機械的事故を補償します。ただし、製造設備などを除きます。</small>	
⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故	
<small>②の補償において1敷地内20万円未満の損害を補償対象としたい場合には風雪災支払方法変更特約をセットしてください。 ③の補償において破損・汚損、その他不測かつ突発的な事故を対象外としたい場合には破損・汚損等補償対象外特約をセットしてください。 ⑤の補償においては、自己負担額5万円以上を設定してください(破損・汚損等補償対象外特約をセットする場合は、自己負担額を設定せずにご契約が可能です。)。</small>	
<small>⑥の補償において、移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。)またはこれらの付属品について生じた損害は、保険金をお支払いすることができません。</small>	

お支払いの対象となる物(保険の対象)

事業者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等、屋外設備・装置)を対象とします。ただし、次のものを除きます。

- 家財 ● 動物または植物 ● 電車、機関車、客車、貨車等 ● 航空機または船舶(注1)
- 走行範囲が敷地内に限定されない自動車(注2)、運搬車、牽引(けんいん)車または被牽引(けんいん)車
- 坑道内所在物件
- データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物
- リース品、レンタル品等が他人に貸与または他人の占有管理下にあるもの(リースまたはレンタル事業者が保険契約者の場合)
- (注1)ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注2)自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(注3)を除きます。
- (注3)道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車(総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kW以下の二輪車など)をいいます。

**△ 保険金をお支払いできない主な場合は13ページに記載しています。
必ずご確認ください。**

保険の対象の範囲

保険の対象に含める場合、保険証券に明記する必要のある物

- 基礎工事、門、塀、垣、建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽および桟橋
- 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
- 他人に貸与または管理を委託している物
- 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 野積みの動産

建物が保険の対象である場合に含まれる物(被保険者が所有するものに限ります。)

- 置、建具その他これらに類する物
- 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

設備・什器(じゅうき)等が保険の対象である場合に含まれる物

- 軒、庇(ひさし)等の下に設置された自動販売機、看板その他これらに類する物(この場合、軒、庇(ひさし)等の下は屋外とみなしません。)

財物損害補償にセットされる特約(自動でセット)

安定化処置費用補償特約

財物損害補償の対象となる事故により保険の対象となっている建物や機械・設備など(注1)が損害を受けた際に、さびまたは腐食などによる損害の発生・拡大を防止するために必要とした安定化処置費用(注2)を補償します。なお、地震・噴火危険補償特約(財物損害用)がセットされている場合は、この特約で対象となる事故によって生じた費用も補償します。

(注1)商品・製品等は保険の対象に含まれません。

(注2)弊社が指定する者が、弊社の承認の下に行う処置による費用に限ります。

● お支払いする保険金

安定化処置費用保険金 = 安定化処置費用の額

1回の事故につき5,000万円を限度とします。

● 安定化処置の例

- 腐食防止作業
- 乾燥
- 粉末消火器によって汚染された機械内の洗浄 など

安定化処置は、弊社が指定するリカバリープロ株式会社が行います。

同社が行う安定化処置により、従来、罹災(りさい)した際には新品と交換するしかないと想されていた機械などについても、機能上、罹災(りさい)前と同様の状態に修復することができ、新品との交換に時間を費やすことなくお客さまの事業が早期に復旧できることがあります。同社に安定化処置を依頼いただく場合は、お客さまとリカバリープロ株式会社で個別にご契約いただきます。

※事故発生時にリカバリープロ株式会社のサービスを提供することをお約束するものではありません。また、提携会社は予告なく変更する場合があります。

オプション特約

財物損害補償



基本となる補償

利益損失補償／営業継続費用補償



利益損失補償

事故によって保険の対象が損害を受けたことにより、営業が休止または阻害された場合などに生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)を補償します。



営業継続費用補償

事故によって保険の対象が損害を受けたことなどにより支出した、営業を継続するために必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。

お支払いの対象となる事故

① 火災、落雷、破裂・爆発



② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災



③ 水災 [台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等]



④ 電気的・機械的事故(注)



(注)建物付帯設備または工場(作業場)敷地内に設置されている受配電設備に生じた電気的事故または機械的事故を補償します。ただし、製造設備などを除きます。

⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故



- 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突
- 給排水設備に生じた事故による水漏れ
- 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- 盗難
- 破損・汚損、その他不測かつ突発的な事故など

⑥ 不測かつ突発的な原因により電気、ガス、水道、電信・電話などの供給・中継が中断・阻害された場合

②から⑤までの補償は財物損害補償に連動します。

**⚠ 保険金をお支払いできない主な場合は13ページに記載しています。
必ずご確認ください。**

地震・噴火危険補償特約(財物損害用)



事業用の財物を対象とし、地震または噴火による火災、損壊(注)、埋没(注)、破裂、爆発、津波、洪水などによって保険の対象に生じた損害を補償します。次のいずれかの契約方式から選択して、ご契約いただけます。

縮小支払方式

契約締結時に縮小支払割合を約定し、罹災(りさい)時には損害の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額にこの縮小支払割合を乗じた額をお支払いする方式です。

支払限度額方式

契約締結時に支払限度額を設定し、罹災(りさい)時にはこの支払限度額を上限に実際の損害の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いする方式です。

(注)噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

※居住部分のある建物には、この特約をセットできません。

借家人賠償責任・修理費用補償特約



① 火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水漏れ(注)により借用する戸室に損壊が生じ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、支払限度額を上限として保険金をお支払いします。

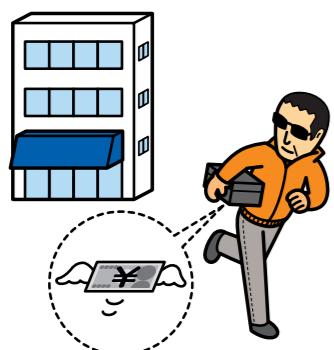
② 次の事故により、借用する戸室に損害が生じた場合、貸主との契約に基づきまたは緊急にお客さまの費用で修理したときは、その修理費用を補償します。1事故につき300万円が支払限度となります。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊など
- 給排水設備に生じた事故による水漏れ(注)
- 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 盗難

(注)風災・雹災(ひょうさい)・雪災、水災による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。

※上記①、②ともに自己負担額はありません。

業務用通貨・預貯金証書盗難危険支払限度額増額特約



保険の対象である設備・什器(じゅうき)等を収容する建物内収容の業務用通貨、預貯金証書の盗難についての限度額を増額して補償します。

1事故1敷地内ごとの限度額は次のとおりとなります。

業務用の通貨	業務用の預貯金証書
特約をセットする場合	100万円
特約をセットしない場合	30万円

1,000万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額

300万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額

※この特約は、設備・什器(じゅうき)等を保険の対象とする場合にセットすることができます。

ただし、その他危険補償対象外特約をセットしていないご契約に限りません。

補償内容

お支払いする保険金

● 財物損害補償

損害保険金
● 保険金額が保険価額以上の場合 損傷の額(保険価額を限度とします。) - 保険証券記載の自己負担額
● 保険金額が保険価額を下回る場合 $\text{損傷の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} - \text{保険証券記載の自己負担額}$
※支払限度額が設定されている場合は、その額を限度とします。
※上記の「保険金額」は「損害が生じた敷地内の保険の対象の協定保険価額の合計額」のことをいいます。
※上記の「保険価額」は「損害が生じた敷地内の保険の対象の価額の合計額」のことをいいます。
※損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害の額とします。 また、保険の対象の全部が滅失した場合などにおける損害の額は、保険価額とします。 $\text{損害の額} = \text{修理費} - \frac{\text{修理によって保険の対象の価額が}}{\text{修理に伴って生じた残存物が}} + \frac{\text{修理に伴って生じた残存物が}}{\text{修理によって保険の対象の価額が}} - \frac{\text{修理によって保険の対象の価額が}}{\text{修理に伴って生じた残存物が}}$
※保険金額を再調達価額で設定した場合には、上記の「保険価額」および「保険の対象の価額」を「損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額」と読み替えます。
※盗難の事故について、1個(1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石類、書画、骨董(こつとう)、美術品等を明記してご契約いただいた場合、それらのものに対する損害保険金は、1回の事故につき、1個(1組)ごとに100万円を限度とします。

● 利益損失補償

利益保険金
$\text{収益減少額} \times \frac{\text{約定補償割合(注)}}{\text{利益率}} - \left(\frac{\text{補償期間中に支出を}}{\text{免れた経常費の額}} \times \frac{\text{約定補償割合(注)}}{\text{利益率}} \right) + \text{収益減少防止費用の額} \times \frac{\text{約定補償割合(注)}}{\text{利益率}} - \text{保険証券記載の自己負担額} - \text{免責時間内の利益損失の額}$
※保険金額が事故発生直前12か月の営業収益に約定補償割合(注)を乗じた額の80%に満たない場合は、保険金が削減される場合があります。
※利益損失補償／営業継続費用補償「お支払いの対象となる事故」②～⑥による事故については、事故が発生した日の午前0時から24時間(免責時間)内に生じた利益損失の額をお支払い額から差し引きます。

(注)約定補償割合が実際の利益率より大きい場合は、「約定補償割合」を「利益率」と読み替えます。

契約方式	契約方式の内容	保険金をお支払いする期間 (補償期間)
支払限度額方式	「年間営業収益×約定補償割合(1年間休業した場合の保険金に相当)」の範囲内で事故による休業中の収益減少額を想定し、支払限度額を設定する契約方式です。	事故が発生した時から収益が回復した時までの期間(注)。 ただし、12か月を限度とします。
約定補償期間方式	罹災(りさい)後の復旧に要する期間を想定し、その期間を「約定補償期間」として設定する契約方式です。 「約定補償期間」は1か月～12か月の中から1か月単位で任意に設定します。	事故が発生した時から収益が回復した時までの期間(注)。 ただし、約定補償期間を限度とします。

(注)補償期間の終期に関する特約をセットすることによって、補償期間の終了を保険の対象が復旧した時などとすることができます。

● 営業継続費用補償

営業継続費用保険金
臨時に支出した追加費用(注1)の額 - 復旧期間(注2)内に支出を免れた経常費の額 - 保険証券記載の自己負担額(保険金額を限度とします。)

(注1)必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。

(注2)事故が発生した時から損害を受けた保険の対象が復旧した時までの期間などをいいます。ただし、12か月を限度とします。

費用保険金

お支払いする場合	お支払いする保険金の額	選択可否
残存物取片づけ費用保険金 財物損害補償のお支払いの対象となる事故(注)によって損害保険金が支払われる場合、損害を受けた保険の対象の取りこわし費用などをお支払いします。 (注)地震・噴火危険補償特約(財物損害用)をセットする場合は、地震または噴火による火災、損壊、埋没、破裂、爆発、津波、洪水などを含みます。	残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。	選択可
修理付帯費用保険金 財物損害補償のお支払いの対象となる事故によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用(居住の用に供する部分にかかる費用を除きます。)のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 ● 損害の原因調査費用 ● 仮修理費用 など	復旧にあたり必要かつ有益な実費 1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が生じた敷地内の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)の30%または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。	選択可
地震火災費用保険金 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象の建物、屋外設備・装置または収容動産が一定以上の損害を受けた場合にお支払いします。	保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)の5% 1回の事故につき、1敷地内ごとに次の金額を限度とします。 住宅物件・一般物件・倉庫物件: 300万円 工場物件 : 2,000万円	選択可
損害防止費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発による損害・利益損失・営業継続費用の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合、これをお支払いします。 ● 消火薬剤などの再取得費用 ● 消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など	損害・利益損失・営業継続費用の発生・拡大防止に必要または有益な実費 保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)から損害保険金を差し引いた残額を限度とします。その際、保険金額が、保険価額より低い場合は、次のとおりとします。 $\text{損害防止費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$	必ずセット
 ※保険金額を再調達価額で設定した場合には、上記の「保険価額」を「再調達価額」と読み替えます。 ※「選択可」の各費用保険金は補償対象外特約をセットすることで補償から外すことができます。		
● セット可能な費用保険金		
事故時諸費用保険金 財物損害補償のお支払いの対象となる事故①～③または⑤の事故によって損害保険金が支払われる場合、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用をお支払いします。	事故時諸費用補償特約(10%型) 損害保険金の10% 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。	選択可
	事故時諸費用補償特約(30%型) 損害保険金の30% 1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。	

※事故時諸費用保険金をセットする場合、10%型と30%型を同時にセットすることはできません。

ご契約にあたって①

1契約で包括して補償

従来の契約方式では、建物ごと・補償ごとに契約手続が必要でした。

企業財産包括保険では、これらを1本化することで契約手続の簡素化が図れます。

<従来の契約方式>



<企業財産包括保険>



追加取得物件の自動補償

保険の対象に含まれる物件(注1)が追加された場合に、それらの価額の合計額が、ご契約時の保険金額の30%(注2)以下のときは、自動的に保険の対象として、それらの物件の取得日から保険期間の末日(この保険契約が解除・解約された場合は解除・解約日、長期契約の場合は取得日の後、最初に到来する保険期間初日応当日)まで自動的に補償されます。

(注1)保険の対象から除かれる物、および保険証券に明記する必要のある物、「商品・製品等」については、自動補償の対象に含まれません。また、複数敷地内特殊包括契約の場合、追加された敷地内における物件も自動補償の対象となります。

(注2)ご契約時の保険金額の30%が50億円を超える場合は、50億円とします。

※次のものは自動補償が適用されませんのでご注意ください。

- 利益損失補償・営業継続費用補償
- 地震・噴火危険補償特約(財物損害用)
- 地震・噴火危険補償特約(利益損失・営業継続費用用)
- 借家人賠償責任・修理費用補償特約

<ご契約例>

保険期間開始日

ご契約時の保険金額
20億円

① 什器(じゅうき)の取得



2,000万円

自動補償

20億円の30%以内
▶自動補償の対象

② 建物の取得

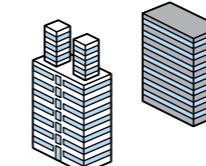


2億円

自動補償

①と②の合計が、20億円の30%以内
▶自動補償の対象

③ 建物の取得



5億円

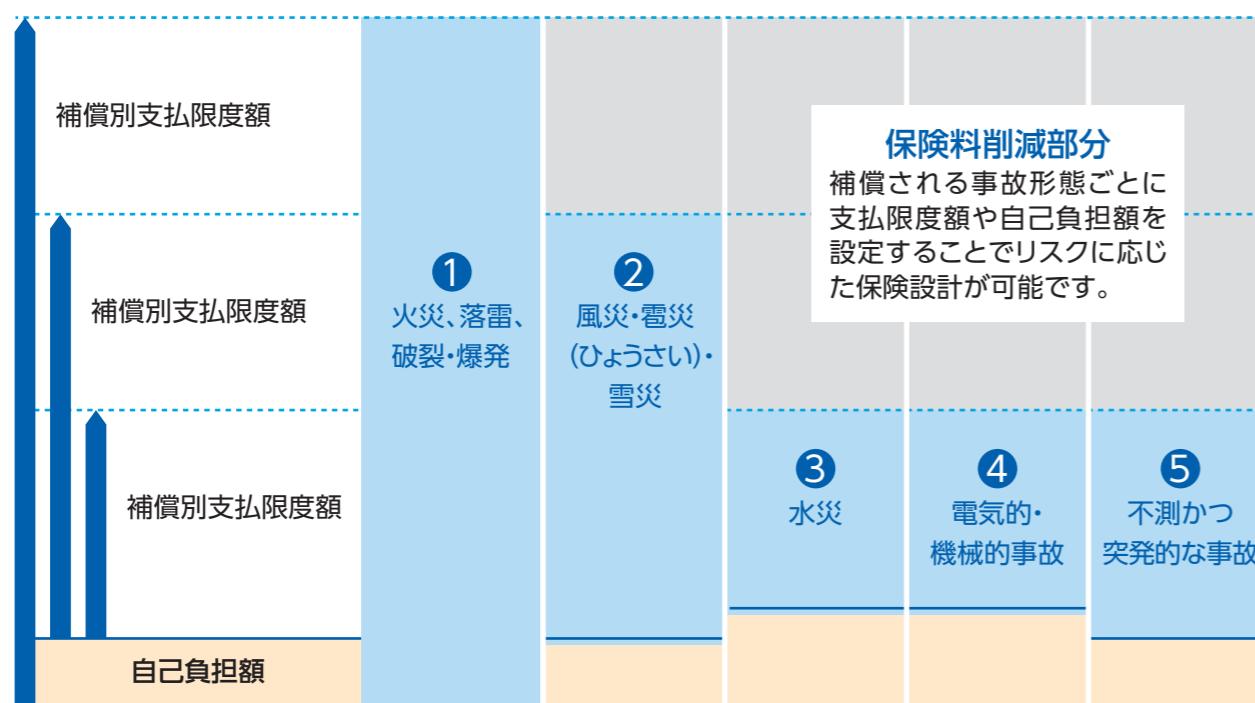
自動補償

この物件の取得時点で、①から③までの合計が、
20億円の30%を超過
▶自動補償の対象外
ご通知いただく必要があります。

保険期間の末日

合理的な保険設計

貴社のニーズに応じて支払限度額や自己負担額を設定し、不要な補償をカットすることができます。
また、風災・雹災(ひょうさい)・雪災、水災、電気的・機械的事故、不測かつ突発的な事故を補償の対象外とすることもできます。
これらにより合理的に保険料を削減することができます。



*①の事故については、補償の対象外とすることはできません。

ご契約にあたって②

保険金額の設定

保険金額は次のとおり設定してください。

補償	保険金額の設定方法・基準								
財物損害補償	<p>保険金額は協定保険価額の合計額とします。 保険の対象ごとの協定保険価額の設定方法・基準は次のとおりです。</p> <p>[建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゅうき)等の場合] <協定保険価額の設定方法></p> <table border="1"> <tr> <td>建物、屋外設備・装置</td><td>1つの建物、屋外設備・装置ごとに協定保険価額を設定します。 また、「小建物等」として、敷地内ごとに一括で協定保険価額を設定できる場合があります。</td></tr> <tr> <td>設備・什器(じゅうき)等</td><td>収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、敷地内ごとに一括して協定保険価額を設定できます。また、「小建物等」として、敷地内ごとに一括で協定保険価額を設定できる場合があります。</td></tr> </table> <p><協定保険価額の設定基準></p> <p>① 再調達価額での設定 保険の対象が建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゅうき)等である場合には、再調達価額で設定できます。この場合には、保険の対象の評価に関する追加特約(新価基準)をセットします。 協定保険価額が再調達価額を下回る場合は、損害の額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>② 時価額での設定 再調達価額から消耗分を差し引いた額によって設定します。 協定保険価額が保険価額を下回る場合は、損害の額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>[商品・製品等の場合] <協定保険価額の設定方法></p> <table border="1"> <tr> <td>非通知方式</td><td>過去1年の商品・製品等の最高在庫額をもって保険金額を設定します。</td></tr> <tr> <td>通知方式</td><td>商品・製品等に関する特約(通知・精算方式)をセットする必要があります。保険金額は下記により算出した額とします(注)。 ① 新規契約の場合 直近会計年度における平均在庫額 ② 継続契約の場合 前契約の保険期間における平均在庫額 (注)在庫額の通知が必要です。また、商品・製品等を補償する継続契約を締結しない場合は精算を行います。</td></tr> </table> <p>[小建物等の場合] 延床面積300m²未満の建物、1基または一団の価額が2,000万円未満の屋外設備・装置、またはこれらに収容される設備・什器(じゅうき)等については、敷地内ごとに一括して協定保険価額を設定できる場合があります。</p>	建物、屋外設備・装置	1つの建物、屋外設備・装置ごとに協定保険価額を設定します。 また、「小建物等」として、敷地内ごとに一括で協定保険価額を設定できる場合があります。	設備・什器(じゅうき)等	収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、敷地内ごとに一括して協定保険価額を設定できます。また、「小建物等」として、敷地内ごとに一括で協定保険価額を設定できる場合があります。	非通知方式	過去1年の商品・製品等の最高在庫額をもって保険金額を設定します。	通知方式	商品・製品等に関する特約(通知・精算方式)をセットする必要があります。保険金額は下記により算出した額とします(注)。 ① 新規契約の場合 直近会計年度における平均在庫額 ② 継続契約の場合 前契約の保険期間における平均在庫額 (注)在庫額の通知が必要です。また、商品・製品等を補償する継続契約を締結しない場合は精算を行います。
建物、屋外設備・装置	1つの建物、屋外設備・装置ごとに協定保険価額を設定します。 また、「小建物等」として、敷地内ごとに一括で協定保険価額を設定できる場合があります。								
設備・什器(じゅうき)等	収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、敷地内ごとに一括して協定保険価額を設定できます。また、「小建物等」として、敷地内ごとに一括で協定保険価額を設定できる場合があります。								
非通知方式	過去1年の商品・製品等の最高在庫額をもって保険金額を設定します。								
通知方式	商品・製品等に関する特約(通知・精算方式)をセットする必要があります。保険金額は下記により算出した額とします(注)。 ① 新規契約の場合 直近会計年度における平均在庫額 ② 継続契約の場合 前契約の保険期間における平均在庫額 (注)在庫額の通知が必要です。また、商品・製品等を補償する継続契約を締結しない場合は精算を行います。								

補償	保険金額の設定方法・基準
利益損失補償	<p>年間営業収益 × 約定補償割合を基準に設定 ※約定補償割合は、損益計算書から算出された利益率を限度にお客さまに任意で決定いただけますが、利益率いっぱいで設定していただくことをおすすめします。</p>
営業継続費用補償	<p>事故発生後の復旧期間中に通常の営業または生産活動を継続するために特別に必要とする費用を基準に設定 営業継続費用には、下記のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮店舗・仮工場の費用(賃借料、移転費用、動力費、水道光熱費など) ● 外注のための費用(商品・製品の外注化、他社製品の購入、転売に伴う費用など) ● 資材、原材料、商品などの緊急仕入れに伴う割高費用 ● 緊急のために増加した残業代、アルバイト・パートなどの人件費 ● その他、営業継続のための通常経費を超える費用 <p>など</p>

保険の対象

利益損失補償・営業継続費用補償における保険の対象はそれぞれ次のとおりです。

	保険の対象
①	保険証券記載の建物・構築物
②	敷地内(注)にある被保険者の占有する建物・構築物、動産など
③	敷地内(注)に所在する建物・構築物のうち他人が占有する部分
④	敷地内(注)に所在する建物・構築物に隣接するアーケードやそれに接する建物・構築物
⑤	敷地内(注)に所在する建物・構築物に通じる袋小路やそれに面する建物・構築物

(注)①の建物・構築物の所在する敷地内をいいます。

保険期間

原則として1年となります。

ただし、下記に該当しない場合、長期契約(保険期間が1年を超えるご契約をいいます。2~5年までの整数年を選択できます。)することができます。

- 商品・製品等に関する特約(通知・精算方式)をセットする場合
- 利益損失または営業継続費用を補償する場合
- 地震・噴火危険補償特約(財物損害用)をセットする場合

引受方法のご説明

引受けの単位

1敷地内	1つの敷地内に所在する、同一保険契約者または被保険者が所有する全ての物件を包括してご契約いただけます。ただし、商品・製品等については、明記することにより除外することができます。
複数敷地内	次の①または②のいずれかの方式により、対象とする敷地内に所在し、同一保険契約者または被保険者が所有する全ての物件を包括してご契約いただけます。ただし、商品・製品等については、明記することにより除外することができます。 ① 同一保険契約者または被保険者が所有する物件が所在する全敷地内を対象とする方式 ② 上記①の敷地内のうち「一定の基準(注)」を満たす敷地内を全て対象とする方式

(注)「一定の地域」、「契約者の部門」など客観性のある基準をもとに設定します。

保険金をお支払いできない主な場合

【共通(財物損害補償、利益損失補償、営業継続費用補償)】

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、費用、利益損失または営業継続費用
 - (1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (2)(1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (3)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (4)地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注)
 - (5)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (6)(5)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - (7)(3)～(6)の事由によって発生した事故の延焼、拡大
 - (8)発生原因を問わず発生した事故の(3)～(6)の事由による延焼、拡大
(注)地震火災費用保険金、地震・噴火危険補償特約(財物損害用)、地震・噴火危険補償特約(利益損失・営業継続費用用)を除きます。
 - 2.次のいずれかに該当する損害、費用、利益損失または営業継続費用
 - (1)保険の対象の欠陥
 - (2)保険の対象の自然の消耗または劣化、ボイラスケールの進行、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い等によりその部分に生じた損害
 - (3)保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
 - (4)冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による温度変化によって生じた損害

<財物損害補償「お支払いの対象となる事故」⑤の事故のうち、次のいずれかに該当する場合>

次のいずれかに該当する損害、費用、利益損失または営業継続費用

- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害
- 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。)
- 保険の対象に対する加工(建築、増築、改築、修繕または一部取りこわしを含みます。)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 紛失または置き忘れによって生じた損害
- 万引き等によって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
- 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違による損害
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用者もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- 保険の対象である楽器に生じた弦(ピアノ線を含みます。)の切断もしくは打楽器の打皮の破損(保険の対象の他の部分とともに損害を受けた場合は除きます。)または音色もしくは音質の変化の損害
- 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害

【財物損害補償】

- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災によって、次に掲げる物について生じた損害
 - 仮設の建物(注)(年間の使用期間が3か月以下のものに限ります。)
 - ゴルフネット(ポールを含みます。)
 - 建築中の屋外設備・装置
 - 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
 - 海上に所在する建物(注)および設備・装置
 - 屋外にある商品・製品等
 - 自動車
(注)建物に収容される動産を含みます。

【利益損失補償、営業継続費用補償】

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用
 - (1)国または公共団体による法令等の規制
 - (2)保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- 次の(1)～(5)のいずれかによって発生した、不測かつ突発的な原因により、構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害され、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害された場合
 - (1)構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - (2)賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - (3)労働争議
 - (4)脅迫行為
 - (5)水源の汚染、渇水または水不足

主な用語のご説明

	用語	ご説明
い	一般物件	住宅物件、工場物件および倉庫物件以外の物件をいいます。
	営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
	営業利益	営業収益から営業費用(売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用)を差し引いた額をいいます。
き	協定保険価額	弊社と保険契約者との間で協定した保険の対象の価額をいいます。
	経常費	固定費。事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
こ	構外ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している下記事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で、下記事業者の占有するものをいいます。 ●法令に定める電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者、水道事業者・水道用水供給事業者・工業用水道事業者、電気通信事業者
	工場物件	次の①、②または③のいずれかに該当する工場敷地内に所在するものをいいます。 ① 工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの ② 工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの ③ 作業人員が常時50人以上のもの など
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な額をいいます。
	時価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	収益減少額	事故発生直前12か月のうち、補償期間に応当する期間の営業収益(「標準営業収益」といいます。)から補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
	収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
	住宅物件	次のものおよびその収容動産をいいます。 ① 独立住宅(一戸建住宅) ② 共同住宅で、各戸室の全てが単に住居のみに使用されているもの
し	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
せ	設備・什器(じゅうき)等	設備、装置、機械、器具、工具、什器(じゅうき)または備品をいいます。
	倉庫物件	倉庫業者および協同組合が占有する倉庫建物などや、管理する保管貨物をいいます。
そ	騒擾(そうじょう)・集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
た	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
と	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
は	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
	保険金額	ご契約金額のことをいいます。
ほ	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額(死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。)をいいます。
	約定補償割合	収益(売上高または生産高)減少額の何%を保険金としてお支払いするかを、あらかじめ契約時に約定する割合をいいます。
り	利益率	直近の会計年度(1年間)において、次の算式により得られた割合をいいます。 利益率 = (営業利益 + 経常費) ÷ 営業収益 ※営業損失が発生した場合は次の算式となります。 利益率 = (経常費 - 営業損失) ÷ 営業収益

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>